

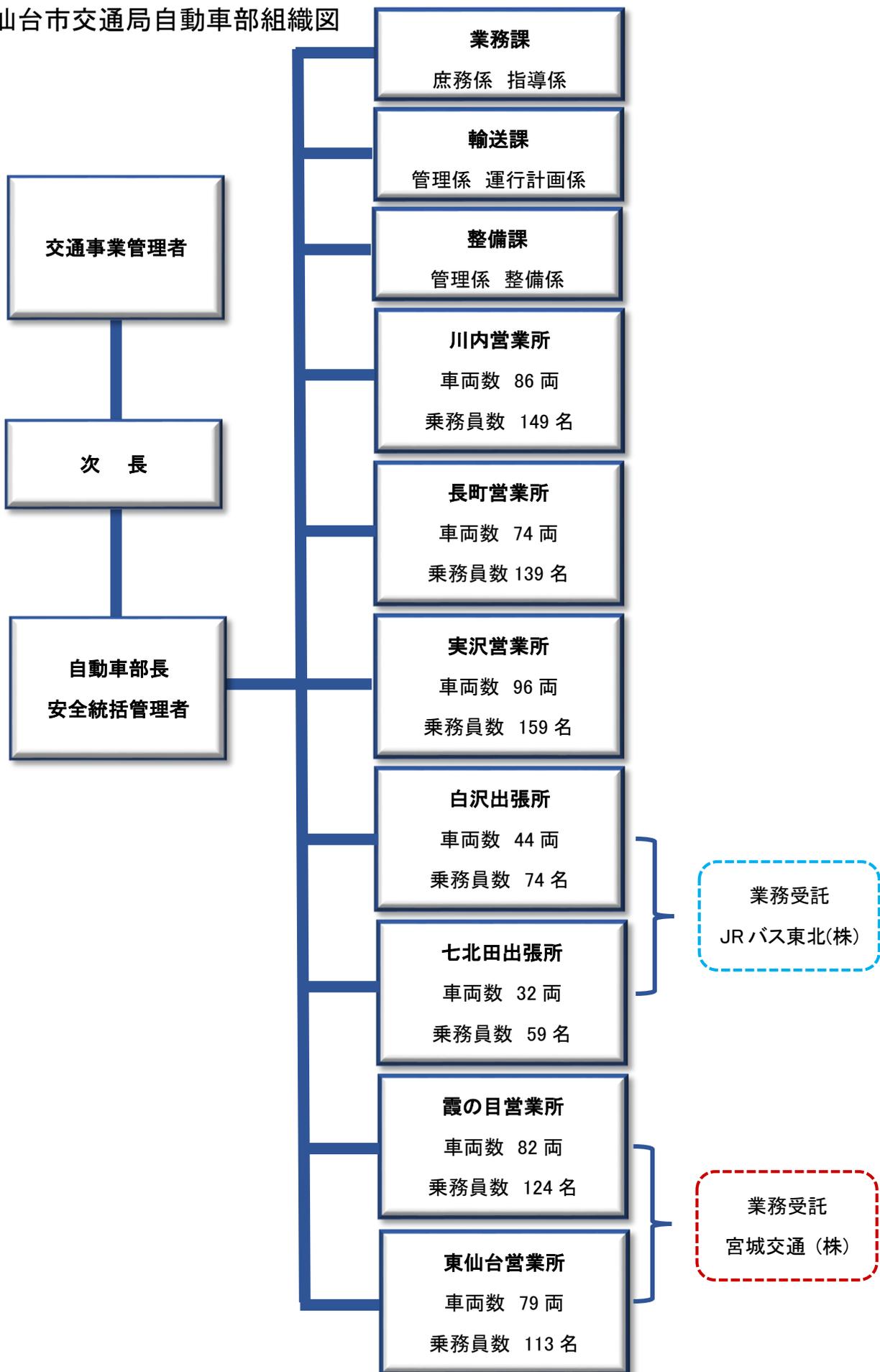
平成29年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



平成30年7月
仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図



※車両数, 乗務員数は平成29年4月1日時点

は じ め に

仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、新たに「仙台市交通局安全方針(平成29年9月12日策定)」を制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき、平成29年度に自動車事業として実施した輸送の安全に関する目標及び計画等の達成状況、事故等に係る情報等を公表するものです。

目 次

I	平成29年度輸送の安全に関する目標と結果	1
II	平成29年度輸送の安全に関する重点取組項目	2～3
III	平成29年度輸送の安全に関する計画の実施結果	4～17
IV	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する 統計の報告	18～19

I 平成29年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止目標件数	有責事故件数
平成29年度	84件	93件

2. 有責事故種別件数

	平成28年度	平成29年度
物損事故	69件	65件
衝突	47件	42件
物件衝突	22件	23件
人身事故	22件	28件
車内人身	12件(※8件)	15件(※9件)
衝突人身	8件	7件
歩行者・二輪車事故他	2件	6件
合 計	91件	93件
※車内人身のうち、停車中の事故件数		

3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成28年度	平成29年度
総走行距離	17,383,471km	17,287,609km
件 数	0.52件	0.54件

4. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
平成29年度	48件	53件

Ⅱ 平成29年度輸送の安全に関する重点取組項目 (安全管理規程第7条関係)

◎スローガン

私たちは、お客様に安全と安心・快適を提供するため、すべての業務における基本を再認識し、これを実行します

◎市バスのモットー

・より安全に、より親切に

◎職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

【重点取組項目】

1. 交差点での事故防止

- ①右左折時は、最徐行で走行し前方・左右の十分な安全確認を実施し曲がります
- ②右折時は大回りで、左折時は小回りで曲がります
- ③歩行者・自転車、他車の動向を十分に確認します
- ④交差点手前では、アクセルから足を離し、黄色信号では交差点に進入しません

2. 着座前発進事故の防止(車内事故の防止)

- ①日常点検時に、車内全体が確認できる位置に車内ミラーを調整します
 - ②車内ミラーと目視でお客様(特に高齢者・子ども・妊婦)が完全に着座したことや、つり革・握り棒に掴まったことを確実に確認します
 - ③発車の際は、(※)3秒ルールを確実に実施します
 - ④停車中は、必ずサイドブレーキ(ホイールパーク式を含む)を活用します
 - ⑤「動きます」や「発車します」のアナウンスの後に発車します
- (※)3秒ルールとは、お客様が着座やつり革等につかまったことを確認した後、3秒待って発進すること

3. バス停発進時の事故防止

- ①バス停から発進する際は、右後方をサイド(バック)ミラーと直接目視により安全を確認します
- ②車線を変更する場合は、車線ごとに安全を確認しながら変更し、無理な割り込みはしません

4. 走行中の事故の抑止

- ①先急ぎをせず、法定速度を厳守し、速度に応じた車間距離を確保します
- ②夜間は、適宜ハイビームを使用し、視野の確保に努めます

5. ドア挟み事故の防止

- ①お客様が乗降中は、ドア操作レバーから手を離します
- ②お客様が降車中は、目視や各ミラーで、完全にお客様が前ドア付近から離れたことを確認し、ドアレバーを操作します
- ③お客様が乗車中は、ミラーで中ドアの周辺を確認し、お客様の安全を確認のうえドア操作レバーを操作し、ドアが完全に閉まるまでレバーから手を離しません
- ④「ドアが開きます」や「ドアが閉まります」のアナウンスの後に、ドア開閉操作を行います

【その他継続取組項目】

1. エコドライブの実践(安全・経済・環境の向上)

- ①急発進・急加速・急ブレーキなどの急のつく運転操作はしません
- ②早めのシフトアップと定速走行をします
- ③エンジンプレーキを活用し、滑らかに停止します
- ④30秒以上の停車時は、アイドリングをストップします

2. 接客案内用語の実践

- ①“ゆっくりとはっきりと丁寧に”お客様に伝わるよう心を込めて、接客案内用語を実践します
- ②お客様の立場に立った親切・丁寧な対応を実践します

3. 現場からの報告の徹底

- ①運行中に事故などが発生した場合(運転手自身の身体異常も含む。)は、お客様の安全を最優先に、安全な場所に車両を停車させ、現場から必ず運行管理者に無線等で報告し、その指示に従います
- ②誤運行・未済発車・早発などが発生した場合は、些細なことであっても現場から必ず運行管理者に無線等で報告し、その指示に従います

◎輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します

1. 安全最優先の原則

全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します

2. 関係法令等の遵守

法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します

3. 接客・接遇の基本

お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます

4. 状況の認識(ヒヤリハット情報に係る取組み)

リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます

5. 確認の励行

業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します

6. 事故及び災害時の対応

迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します

7. 不断の努力

常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取り組めます

Ⅲ平成29年度輸送の安全に関する計画の実施結果(安全管理規程第7条関係)

【実施期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日】

「仙台市交通局安全方針」の制定

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員が理解しやすく実践しやすいものとするために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

◎仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 運行管理業務点検・指導

- ①業務課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
 - ・実施日：4月25日，6月20・21日，8月21日，9月27日
- ②各営業所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
 - ・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

(2) 安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

- ・実施日
- 12月11日(月)東仙台営業所・霞の目営業所
- 12月12日(火)川内営業所・長町営業所・実沢営業所
- 12月14日(木)白沢出張所・七北田出張所
- 12月15日(金)木町駐車場・新寺駐車場

仙台駅西口バスプール・旭ヶ丘バスターミナル



(3) 交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

・実施日

4月4日(火), 7月20日(木), 9月13日(水), 12月5日(火)12月11日(月)・12日(火), 1月4日(木)

(4) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

①交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

・実施日: 5月23日 川内営業所

・実施日: 6月6日 長町営業所

・実施日: 8月1日 実沢営業所

②安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

・実施日: 11月2日 川内営業所

・実施日: 11月13日 実沢営業所

・実施日: 11月15日 長町営業所

③安全統括管理者との意見交換会

・実施日: 4月18日 川内営業所(るーぷる仙台バス乗務員)

④営業所長との意見交換会

・実施日: 毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)



(5) 乗務員のPDCAの実施

年度初めに、乗務員一人ひとりが1年間の具体的な行動計画(項目:安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

(6) 自己チェックリストの実施

委託事業所を含めた全ての運転手を対象に、事故及び苦情等を未然に防止することを目的に、運転操作や健康管理等について23項目の自己チェックを行い、定期的に振り返りを実施しました。

(7) 添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

・添乗指導件数: 568件

(8) 街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服従規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

- ・マナーアップ強化日：毎月1日・15日
- ・接客サービス強化日：毎月10日・20日

(9) コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として、行動の根本とすべきルール、心構えとして、「行動の根本原則」に基づき「四つの実践行動」を心掛けるよう、出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で徹底を図りました。

■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

■四つの実践行動

- 一. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
- 二. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
- 三. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
- 四. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

(10) ドライブレコーダーによる運転状況の確認

ドライブレコーダーの映像を基に運転状況を確認し、指導・助言を行いました。

- ・直営3営業所乗務員 のべ380名確認

(11) ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、“危険体験「ヒヤリハット」事例”を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。

また、「ヒヤリハット報告強化月間」(4月・6月・9月・10月・12月・3月)を設定し、情報収集に努めるとともに意識の高揚を図りました。

- ・報告件数：148件(前年度100件)



2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

①被監査部署及び実施日

長 町 営 業 所	5月16日(火)
川 内 営 業 所	6月16日(金)
実 沢 営 業 所	7月11日(火)
業 務 課	9月12日(火)
交 通 事 業 管 理 者	6月29日(木)
安 全 統 括 管 理 者	7月 5日(水)



②監査対象期間

- ・各営業所 平成28年10月1日～平成29年3月31日
- ・業務課 平成28年 4月1日～平成29年3月31日

被監査部署	総 括
長町営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット体験事例報告書の様式が更新されていなかった。 ・安全マネジメントの取組みとしての乗務員のP D C Aの未提出者がいた。 ・乗務記録の一部に事故の記載漏れがあった。 ・当日欠勤, 事故記録の一部が乗務員台帳に記載されていなかった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒気帯び出勤防止のポスターを独自に作成して職員に周知をしている。 ・職員の健康診断結果表をアイウエオ順に整理して, 大変見やすく整理している。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月6日(木) <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項について, 措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも, 輸送の安全性を図るため, 安全重点施策の取組みを継続的に実施し, 安全に関する各種取組み状況, 課題等を正確に把握し, 更なるスパイラルアップを期待します。併せて, 引き続き乗務員とのコミュニケーションを積極的に行うとともに, 6月20日に発生した事案を重く受け止め, 「輸送の安全」の意識を深く浸透, 実践させることを期待します。
川内営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時無呼吸症(SAS)要治療者の受診状況の確認不足があった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断結果表をアイウエオ順に整理し大変見やすく整理している。 ・ミニ研修会の実施や, 早朝時に在庫前の乗務員とコミュニケーションを図り, 乗務員の意見等を吸い上げフィードバックしている。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年8月17日(木) <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項について, 措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも, 安全性を段階的に向上させるためには, 安全管理体制の継続的な改善

被監査部署	総括
	<p>が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待します。今後も継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、危険箇所の把握や事故防止の意識づけを積極的に行うよう期待します。</p>
実沢営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理日報に苦情の記載漏れがあった。 ・業務日誌に事故の記載漏れがあった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人健康管理指導記録が職員、嘱託、再任用等色分けを施して大変見やすく整理されている。 ・市バス運転状況等連絡表のファイルが月別に整理され見やすく標記されている。 ・適性診断、S A S 該当者の一覧を掲示し、乗務員自らが申告等できるように掲示を工夫している。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月6日（金） <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項について、措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なる安全性の向上に努められるよう期待します。併せて、風通しの良い職場環境づくりに努め、引き続き乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、危険箇所等の共有を図り、安全意識の構築がスパイラルアップされることを期待します。
業務課	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故原因分析等決裁簿に記載漏れがあった。 ・運行管理業務調査表の様式が統一されていなかった。 ・研修の原議が鉛筆で修正されていた。 ・輸送の安全に関する計画に継続的な改善が書面で確認できなかった。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月1日（金） <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項、不適合について、措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課長が輸送の安全について、高い意識を持っていることが確認できました。今後も、各営業所等と連携し、安全マネジメントの目標、目指すところは安全運行・安全の確保であることを意識し、更なる安全管理体制の構築、向上に努めていきたい。

④内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査を実施するため、内部監査委員会を3回開催しました。

・実施日：4月13日(木)・8月30日(水)・12月8日(金)

3. 運輸安全マネジメント評価

平成30年1月23日・24日に、「第7回運輸安全マネジメント評価」が行われました。

新たな安全方針の策定や、職場内の縦断的・横断的なコミュニケーションの充実・強化、更には、事故の背後要因を分析し、それに基づいた有効な取り組みを実施することで、事故の発生件数の抑制につながっていると一定の評価を頂きました。

これからも、PDCAサイクルによる継続的な見直しと改善を図り、組織全体として安全文化の風土を作り、輸送の安全を最優先とする事業運営に努めてまいります。



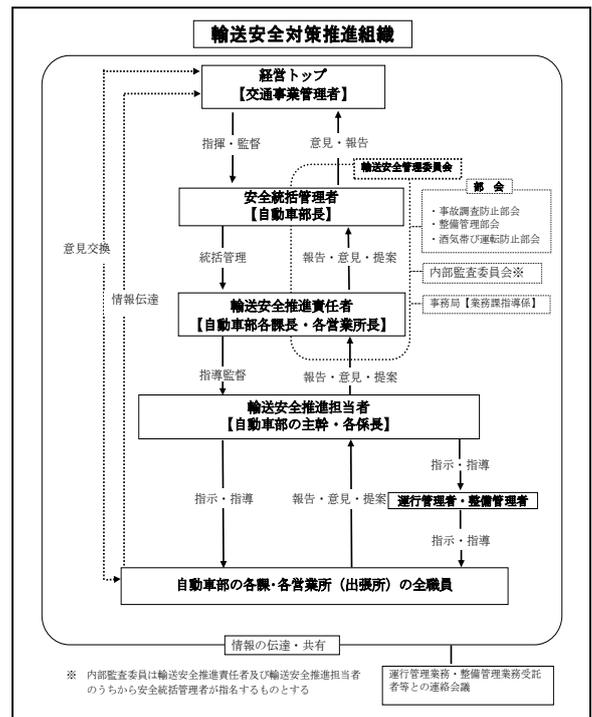
◆国交省の評価委員とのミーティング

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立

(1) 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を毎月2回開催しました。

②安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。



輸送安全対策推進組織図

5. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

(1) 集合研修

① 事故削減プロジェクト研修 [年12回開催 143名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

- ・リスク実態に合わせた事故予防の安全習慣の意識付け
- ・接遇の向上と事故防止
- ・健康管理の重要性
- ・3秒ルール、サイドブレーキの活用
- ・高齢者疑似体験(加齢による身体的な変化が及ぼす日常生活動作の不自由さを体験する)
- ・障害者差別解消法の理解と車椅子利用者への対応方法
- ・ドライブレコーダー映像(事故、ヒヤリハット)を利用したKYTトレーニング
- ・リスク低減の方法の習得に関するグループ討議・車両の特性等



② 新規採用乗務員研修

大型二種免許所持者の採用に加え、大型二種免許を持たない方も「バス運転手教習生」として採用し育成を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。また、バス運転手教習生については、自動車学校での免許の取得を含め5か月間の研修を実施しました。

- ・バス運転教習生 7月1日採用 8名 12月1日採用 9名
- ・大型2種免許所持者 10月1日採用 14名

③ 実務経験1年未満研修

新規採用乗務員研修時に修得した業務知識等の再認識及び理解度を深めるために1日研修を実施しました。

- ・実施日及び人数

11月20日(月) 11名, 12月5日(火) 9名, 12月11日(月) 11名

④ 接客サービス向上(CS)研修 [年12回開催 136名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

- ・外部講師による、接客対応のロールプレイング研修
- ・委託事業者のバスに乗車し、運転操作や車内案内を確認し、その後グループ討議を実施し発表
- ・ドライブレコーダーの映像(優良事例)の視聴



⑤副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として2回開催しました。第1回目は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、「再発防止対策と点呼のレベルアップで事故削減を目指す」と題して講義を受けました。第2回目は、1月に実施された国の運輸安全マネジメント評価の報告や事故の未然防止等についての研修を実施しました。

- ・第1回:6月20日(火)・21日(水) 31名受講
- ・第2回:2月26日(月)・27日(火)・28日(水) 31名 "

⑥正職採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを目的として2日間の研修を行いました。

- ・実施日及び受講人数:5月8日(月)25日(木) 11名

⑦新規実務指導員研修

新規採用乗務員を育成・指導するための指導員を各営業所から選出し、指導方法等の研修を行いました。

- ・実施日及び実施人数:2月19日(月), 20日(火), 27日(火) 9名

⑧事故・災害・事件等対応訓練

1)宮城消防署と連携した集団災害対応訓練

国道48号線を走行していた定期路線バスと観光バスの正面衝突により、心肺停止も含む多数の負傷者が発生した想定で訓練を行い、情報収集及び伝達訓練を実施しました。



◆訓練参加者



◆自動車部職員による情報収集伝達訓練

- ・実施日時 平成29年9月8日(金)
午前10時00分～午前11時30分
- ・実施場所 仙台市交通局白沢出張所地内
- ・参加機関 仙台市交通局・愛子観光バス(株)
仙台北警察署・仙台市立病院他

2)太白消防署と連携した集団救急災害対応訓練

一般道に於いて、市営バスと普通乗用車の衝突事故により、負傷者が多数発生するとともに、救出活動中に車両より出火した想定で訓練を行い、避難誘導及び情報収集・伝達訓練を実施しました。

- ・実施日時 平成29年9月21日(木) 午前9時00分～午前11時30分
- ・実施場所 仙台市水道局茂庭浄水場
- ・参加機関 仙台市交通局・仙台徳洲看護専門学生

3) バスジャック対応訓練

仙台駅前降車場に於いて刃物を持った乗客がバス車内に立てこもったことを想定し、全営業所と業務課指導係との情報収集伝達訓練を実施しました。

・実施日 平成30年3月15日(木)



⑨ 新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

・実施日及び受講人数: 3月9日～3月30日(15日間) 5名

⑩ 整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数

3月28日(水) 川内整備工場・長町整備工場・実沢整備工場各管理者 3名

⑪ 整備管理者の補助者研修

各営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施回数及び受講人数: 直営営業所で延べ9回開催 31名

⑫ 安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査委員の力量の向上を目的として、NASVA(独立行政法人自動車事故対策機構)作成のパワーポイントの教材を活用し、前年度のNASVAによるコンサルティング実施報告書に基づいた研修及び小テストを実施しました。

・実施日及び受講人数: 7月4日 11名

⑬ 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで必要な知識・技術を習得させる目的で、研修及び小テストを実施しました。

・実施日及び受講人数: 4月17日 3名

(2) 現場研修

① 主任乗務員研修

各営業所において、乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、運輸安全マネジメントの一環として、交通局の現状と課題の検証、他の乗務員への伝達方法等についての研修を実施しました。

・主任乗務員45名受講

② スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年4回実施(計4時間) のべ1753名受講

③安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間中、各営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で実施しました。

・実施月及び参加者

5月 78名受講 10月 73名受講



④職場研修(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で実施しました。

・実施日:毎月1回

(3)派遣研修

①交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させ運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能及び知識を習得させるため、(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

・派遣職員:3名(3営業所運行管理者)

・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所

・実施日:7月12日・13日・14日

②運輸安全マネジメント派遣研修

下記の各セミナーに参加しました。

・7月20日(木) 運輸安全マネジメントセミナー(宮城県バス協会主催):卸町会館

・10月24日(火) 安全マネジメントセミナー(ナスバ主催):東京国際フォーラムホールC

・11月30日(木) 運輸事業の安全に関するセミナー(東北運輸局主催):仙台国際センター

・12月 6日(水) 自動車事故防止セミナー(東北運輸局主催):仙台サンプラザ

③他都市派遣研修

輸送の安全及び接客サービスに関する意識向上を目的に、業務課職員2名、営業所乗務員3名が、他都市のバス会社を訪問し各会社の取組み状況を視察しました。

・訪問先 京成バス(株)江戸川営業所

東急バス(株)高津営業所

国際興業(株)志村営業所

・実施日:9月7日(木)~8日(金)



6. 委託事業所に於ける指導・教育等に関する取組み

(1) 委託事業所に於ける指導・監督実施状況の確認

毎月、JRバス東北(株)、宮城交通(株)が行っている乗務員の指導・監督等の状況を確認しました。

(2) 受託事業者との連絡会議等の開催

①安全輸送連絡会議・・・4月26日開催

受託事業者の安全統括管理者等と、情報の共有及び事故防止対策等について意見交換を行いました。

②合同連絡会議・・・毎月1回開催

輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

③路上故障分析等連絡会議・・・毎月1回開催

車両の点検及び整備の管理に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

④輸送の安全に関する委託業務調査・・・6月・1月実施

受託事業者における業務履行状況について調査を実施しました。

7. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故抑止運動

①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組めました。

・実施期間:通年

②年間有責事故抑止目標を達成した営業所を表彰しました。

・平成29年度目標達成:実沢営業所・白沢出張所

③事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱した。

・実施期間:通年

④宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セイフティ123運動」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

・参加チーム14チーム

⑤毎月定例の安全日運動及び季節の事故防止運動を実施しました。

・高齢者交通安全の日・・・毎月1日

・自転車交通安全の日・・・毎月15日

・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日

・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ・運動)・・・10月1日～1月31日

・冬道の安全運転123運動・・・12月1日～3月31日

(2) 事故防止コンクール等の実施

- ①年間を通し有責事故ポイントの少ない営業所を表彰しました。
 - ・実沢営業所
- ②連続して100日間有責事故が無かった営業所、出張所を表彰しました。
 - ・白沢出張所(6/10～9/29 102日間)
 - ・七北田出張所(11/18～4/25 158日間)
- ③春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等の安全総点検に合せ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所、出張所を表彰しました。
 - ・春の事故防止コンクール第1位:東仙台営業所
 - ・秋の事故防止コンクール第1位:七北田出張所
 - ・年末の事故防止コンクール 第1位:川内営業所・白沢出張所・七北田出張所

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所に於いてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

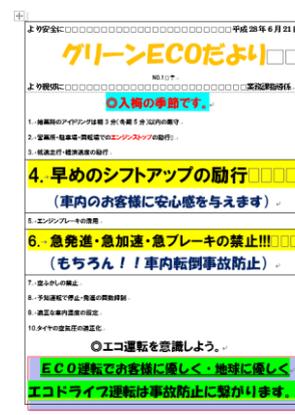
また、業務課の嘱託職員(警察官 OB)が事故惹起者に対して、事故防止の留意点・危険の予測及び回避等について15分～120分の指導を実施しました。

- ・18件実施



(4) エコドライブの取組み

- ①エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努め交通事故の未然防止を図りました。
 - ・推進強化月間:7月・1月
 - ・推進強化日:毎月第一水曜日
- ②エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で「グリーン eco だより」を発行しました
 - ・発行回数:2回



(5) 職員の健康管理

- ①健康診断の実施
労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。
 - ・定期健康診断 495名 ・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 252名
- ②各種検診の実施
人間ドックや各種がん検診等を保険者と連携して実施するとともに、バスの安全運行に資する「脳の健康診断については、自己負担金に対する助成制度を設けて受診促進を図りました。
- ③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策
バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。

- ・産業医訪問 年2回
- ・看護師訪問 月4回

⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

(6) 運転コンテストの開催

競技を通じて、プロドライバーとして基本運転の重要性を再認識するとともに、安全意識の更なる向上による事故の未然防止を目的として、運転コンテストを実施しました。

直営3営業所から選ばれた9名の乗務員が、設定したコースを制限時間内(13分)に走行し、6名の審査員により基本運転やマイク案内等が正しく行われているかを採点しました。

- ・実施日時: 11月14日(火) 12時30分～
- ・実施場所: 実沢営業所構内
- ・団体優勝: 実沢営業所



(7) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員が NASVA(自動車事故対策機構)の活用講座を受講しました。

- ・初任診断: 28件
- ・一般診断: 110名
- ・適齢診断: 18名
- ・活用講座: 4名受講

(8) 接客・接客コンクールの実施

接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

- ・最優秀事業所: 白沢出張所
- ・実施期間: 6月1日～30日
- ・対象事業所: 委託事業者を含む全事業所で実施

(9) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接客と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数: 2976件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者: 62名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者: 77名
- ・年間接客態度優秀職員表彰者: 10名

(10) 路線巡回の実施及び情報提供

マナーアップ強化日及び冬期間等において、交通事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・路線における危険箇所等の状況を確認し、危険箇所マップを作成しました。
- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

(11) 安全だより等の広報誌の発行

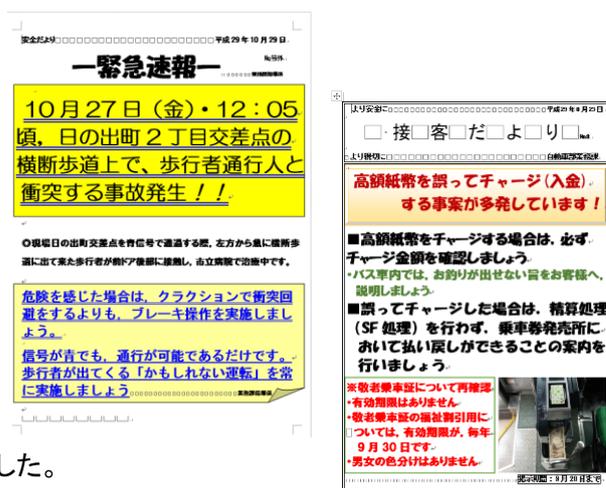
- ①具体的な取り組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。

また、緊急な対応を要する場合について速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・安全だより発行回数：36回(号外含む)
- ・接客だより発行回数：18回

- ②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数：34回



(12) バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(13) バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び、停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

8. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

- (1) 車両更新に伴うノンステップ車両導入 《車両購入等 592,987 千円》

※新車 25 両購入, 中古車 6 両改修(購入費用は前年度予算)

- (2) バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,051,115 千円》

- (3) 職員の健康管理 《健康診断等手数料等 7,495 千円》

- (4) 運転適性診断 《受診料 500 千円》

- (5) 教育及び研修 《講師料等 2,889 千円》

- (6) ドライブレコーダーの脱着業務等 《脱着費等 3,279 千円》

IV自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は6件でした。

平成29年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	9月22日	現場バス停において、「めまいがしたため停車している」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、副所長及び交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は、病院で検査を受けたもの。	第2条第9号
2	10月19日	片側2車線の直進道路において、第一通行帯を走行中、前方の駐車車両を追い越すため、第二通行帯へ車線変更を行った際、後方の車両に譲られたことから警音器を使用したところ、前方を走行していたタクシーが警音器に反応し、ブレーキを踏んだことから車間距離が縮まり、当バスは危険を感じ急ブレーキを使用した。その動揺で乗客1名が転倒し負傷したもの。また、他2名が後日、体調の不良の申し出があったもの。	第2条第3号
3	10月22日	有信号交差点を直進し通過しようとした際、左側歩道で信号待ちをしていた歩行者が、横断歩道の信号が青に変わったと勘違いし、横断歩道をわたり始めたことから、当バス前ドアモール部に衝突転倒し負傷したもの。	第2条第3号
4	12月1日	現場バス停において、「鼻血が止まらないため停車している」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、運行管理者及び交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は、病院で診察を受けたもの。	第2条第9号
5	12月16日	現場バス停において、「息苦しさを伴う背中痛みが起きて停車している」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、運行管理者及び交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は、病院で診察を受けたもの。	第2条第9号
6	12月22日	現場バス停において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は、病院で診察を受けたもの。	第2条第9号

○第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)を生じたもの

○第2条第9号に該当する事故とは、運転手の疾病等により乗務を交替したもの

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は53件でした。

平成29年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	3	付属装置	0
制動装置	0	動力伝達装置	13	電気装置	5
走行装置	0	原動機	26	車体	6

○第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>